

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、厚木市市税条例において同法を引用している部分を改めるための同条例の一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第1号

3 専決処分日

令和7年1月28日

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第16条第3項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(市民税の申告)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、市民税の賦課徴収について必要と認める場合においては、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、市民税の賦課徴収について必要と認める場合においては、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、厚木市職員の育児休業等に関する条例において同法を引用している部分を改めるための同条例の一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第2号

3 専決処分日

令和7年1月29日

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の育児休業等に関する条例（平成4年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</p>

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

地方自治法の一部改正に伴い、厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例において同法を引用している部分を改めるための一部改正（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第3号

3 専決処分日

令和7年1月29日

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市病院事業の設置等に関する条例(平成14年厚木市条例第20号)の
一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例(令和元年厚木市条例第
17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第
1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>厚木市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>
<p>厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

厚木北公民館新築工事に係る工事請負契約（令和5年6月19日議決、令和6年1月31日変更専決処分、令和6年5月1日変更専決処分）について、敷地北側道路の道路後退部分における地中埋設物の撤去が困難であることから、設計変更の必要が生じたため、契約金額を変更した。

変更前	823,226,800円
変更後	832,739,600円

2 専決番号

専決第4号

3 専決処分日

令和7年2月3日

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴裕

参考資料

1 工事名

厚木北公民館新築工事

2 工事場所

厚木市元町9番4号

3 契約工期

令和5年6月20日から令和7年2月28日まで

4 契約の相手方

厚木市船子1251番地

常濃・武雄特別共同企業体

構成員代表者 常濃建設(株)

代表取締役 成井 雄幸 様

5 変更工事概要

工種	変更内容	変更前	変更後
外構工事	アスファルト舗装	55.5 m ²	277.5 m ²

6 変更金額

変更前	823,226,800円
変更後	832,739,600円
増額	9,512,800円

厚木北公民館新築工事

位置図

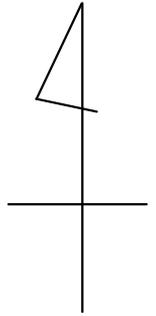


施工場所

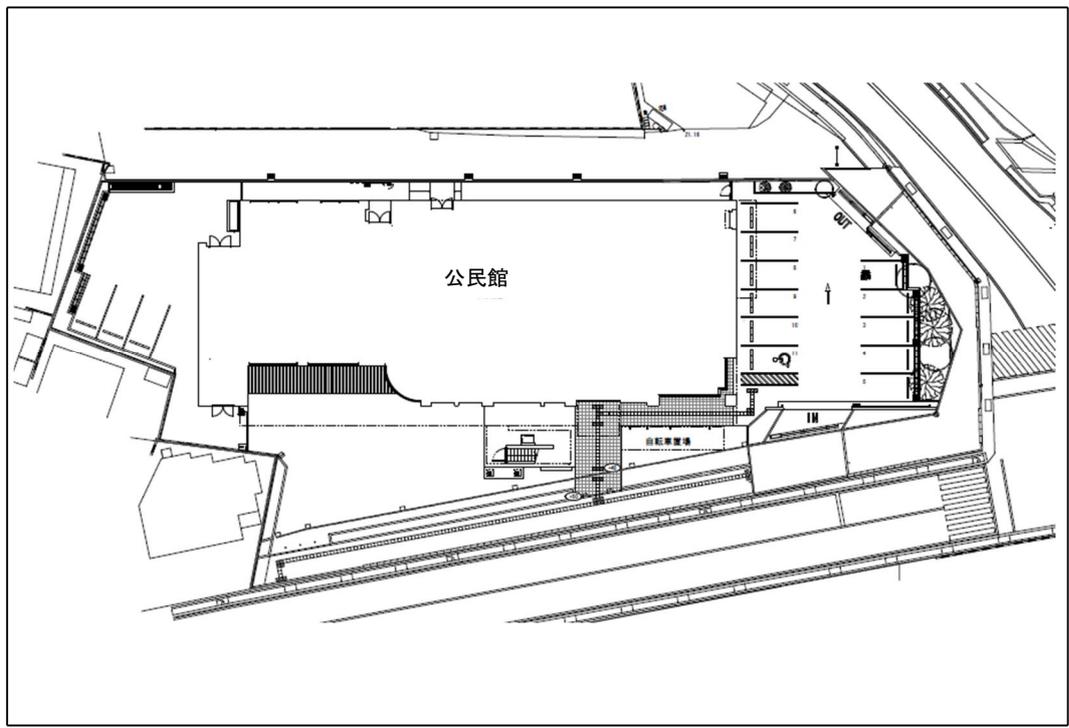
相模川

厚木市役所
本庁舎

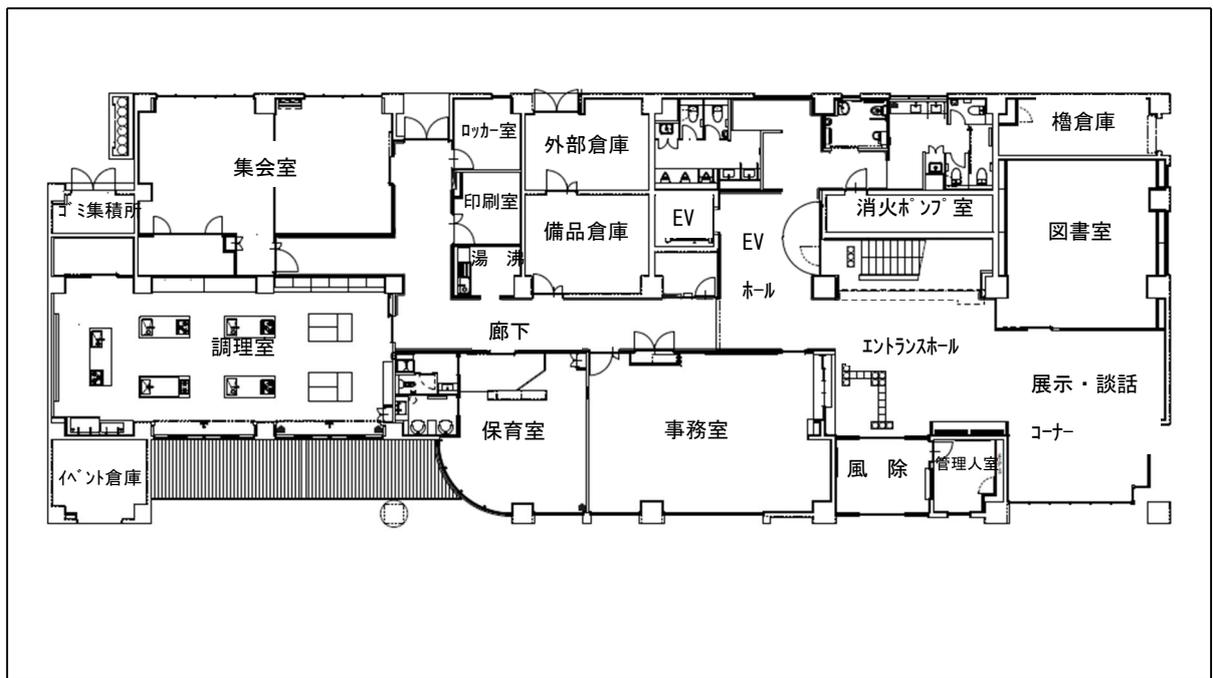
本厚木駅



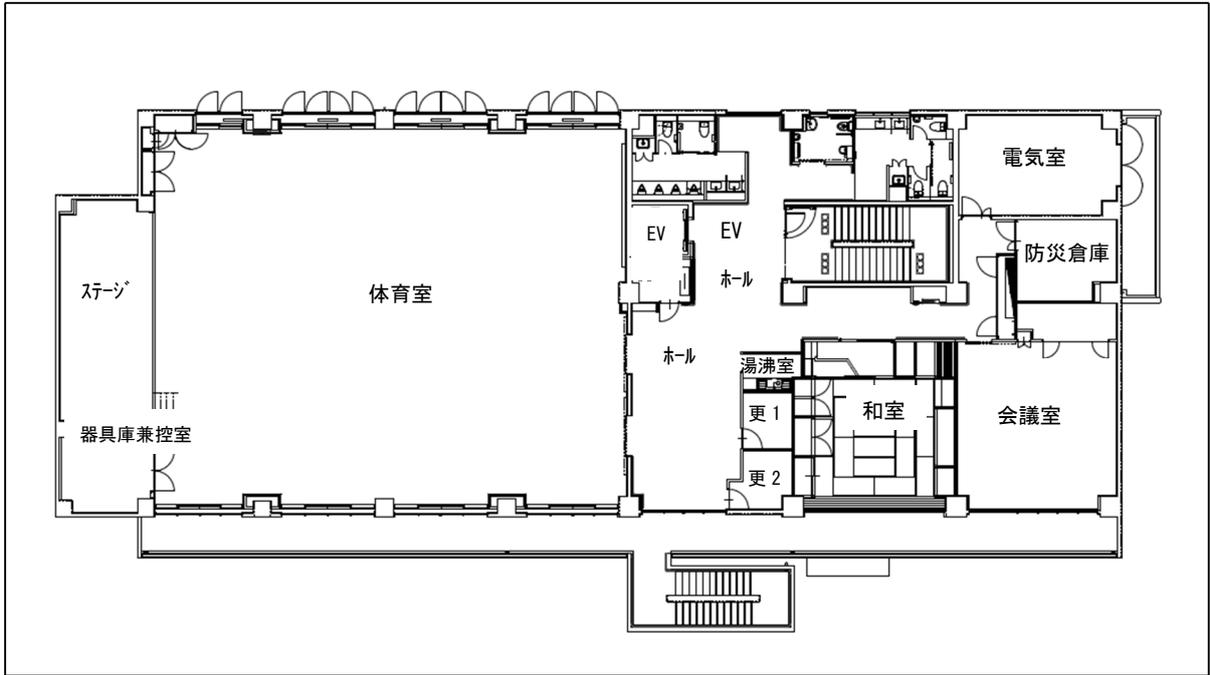
配置図



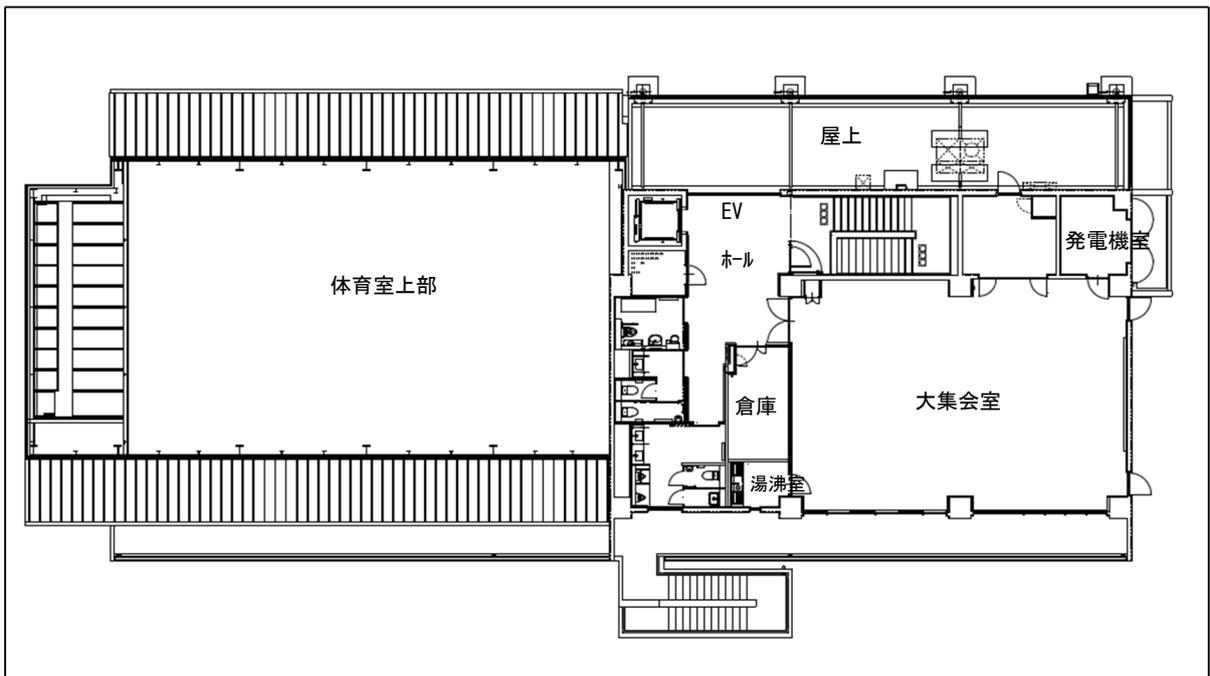
1階平面図



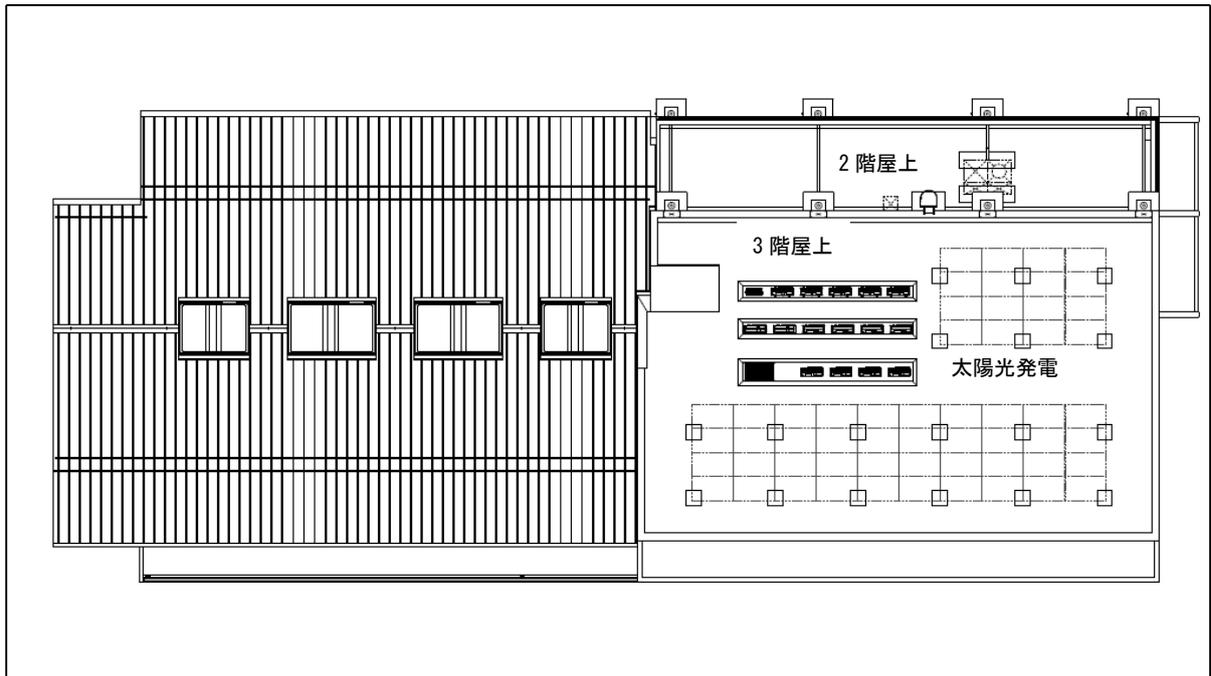
2階平面図



3階平面図



R階平面図



報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

厚木北公民館新築（電気）工事に係る工事請負契約（令和5年6月19日議決、令和6年8月19日変更専決処分）について、公民館車両のEV化を促進することに伴い、設計変更の必要が生じたため、契約金額を変更した。

変更前	189,522,300円
変更後	190,468,300円

2 専決番号

専決第5号

3 専決処分日

令和7年2月3日

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴裕

参考資料

1 工事名

厚木北公民館新築（電気）工事

2 工事場所

厚木市元町9番4号

3 契約工期

令和5年6月20日から令和7年2月28日まで

4 契約の相手方

厚木市愛甲東2丁目11番2号

ケンモチ電機・ダイト空調特別共同企業体

構成員代表者（株）ケンモチ電機

代表取締役 釧持 陽子 様

5 変更工事概要

工種	変更内容	変更前	変更後
電灯コンセント設備 工事	屋内配管配線 (EM-CE8 mm 2-3C)	0 m	55m
構内配電線路工事	屋外配管配線 (EM-CE5.5 mm 2-3C)	0 m	22m
	E V充電コンセント (単相 200V)	0 個	1 個

6 変更金額

変更前	189,522,300円
変更後	190,468,300円
増額	946,000円

※ 位置図、配置図、平面図等については、報告第4号の参考資料を参照してください。

議案第2号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務） |
| 2 工事場所 | 厚木市下依知2丁目7番1号 |
| 3 契約金額 | 3,396,569,000円 |
| 4 契約の相手方 | 厚木市妻田北1丁目12番6号
山王・信和・小林共同企業体
構成員代表者
山王建設（株）
代表取締役 高橋 学 様 |
| 5 履行期限 | 令和10年6月14日 |

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

参考資料

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）	厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）
工事場所	厚木市下依知2丁目7番1号
契約の相手方 （構成員代表者）	山王・信和・小林共同企業体 厚木市妻田北1丁目12番6号 山王建設（株） 代表取締役 高橋 学 様
構成員	厚木市中町3丁目1番16号 （株）信和建設 代表取締役 鶴窪 由行 様
	厚木市中町3丁目18番8号 （株）小林建築事務所 代表取締役 山宮 康延 様
契約金額	3,396,569,000円
履行期限	令和10年6月14日

1 契約の目的（工事名）

厚木市立依知南小学校施設建て替え整備業務（第Ⅰ期業務）

2 工事概要

(1) 設計業務

ア 実施設計

イ 設計意図伝達

(2) 工事監理業務

(3) 施工業務

ア 既存校舎解体業務

(ア) 中央棟

a 用途 小学校

b 延床面積 1,900㎡

c 階数 地上3階

d 構造 鉄筋コンクリート造

(イ) 西棟

a 用途 小学校

b 延床面積 1,620㎡

c 階数 地上4階

d 構造 鉄筋コンクリート造

イ 新校舎建設業務

(ア) 用途 小学校

(イ) 建築面積 約1,735㎡

(ウ) 延床面積 約4,698㎡

(エ) 階数 地上3階

(オ) 構造 鉄筋コンクリート造

ウ 既存校舎改修業務

(ア) 用途 小学校

(イ) 延床面積 1,840㎡

(ウ) 階数 地上4階

(エ) 構造 鉄筋コンクリート造

エ 什器・備品調達業務

3 契約方法

公募型プロポーザル審査結果による受注候補者との随意契約

4 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和7年1月27日）

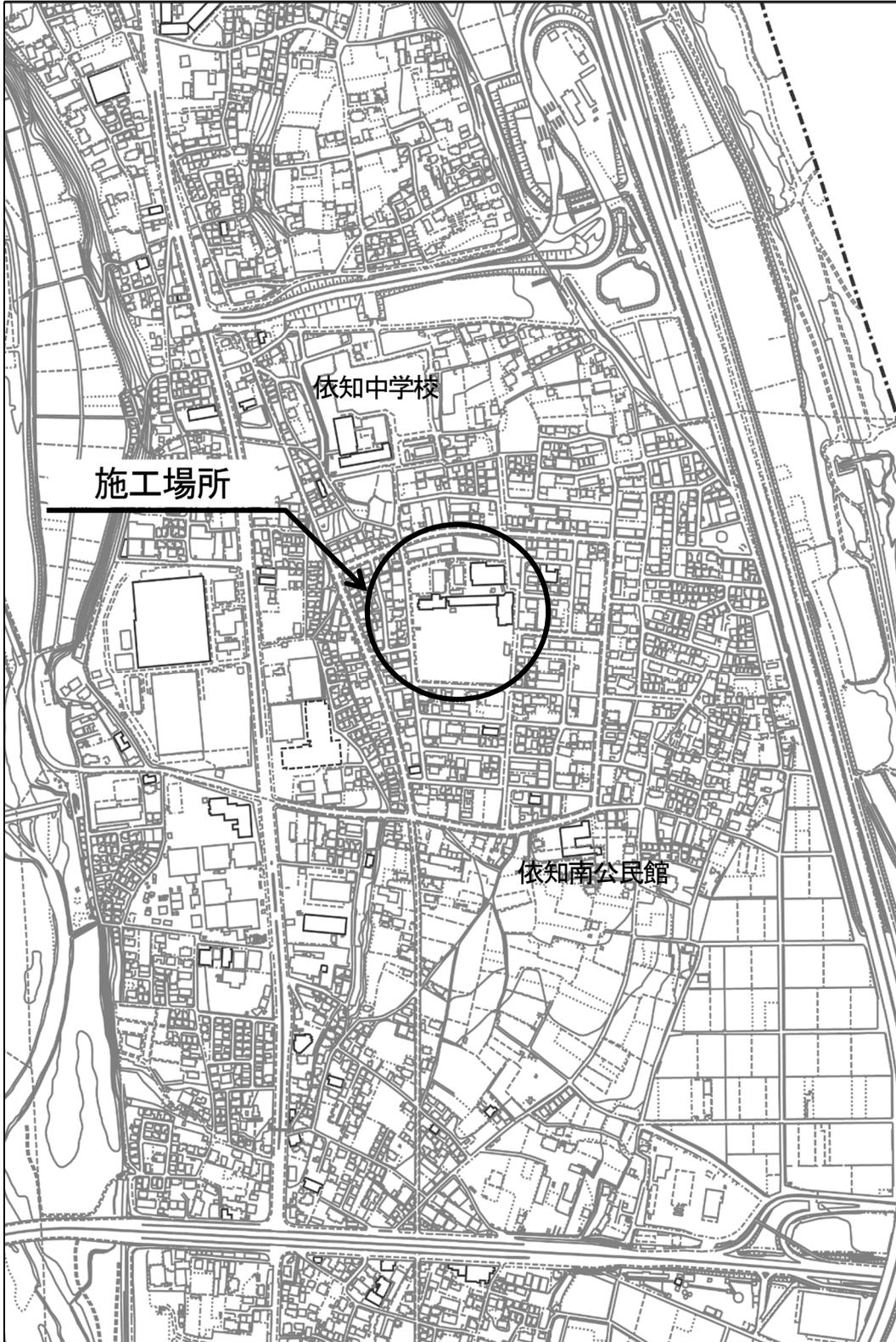
番号	事業者名	見積価格 (単位：円)	備考
1	山王・信和・小林共同企業体	3,087,790,000	決定 3,396,569,000円

※ 予定価格（消費税抜き）は、3,087,790,000円。決定価格（3,396,569,000円）は、見積価格（3,087,790,000円）に消費税額（308,779,000円）を加算した金額です。

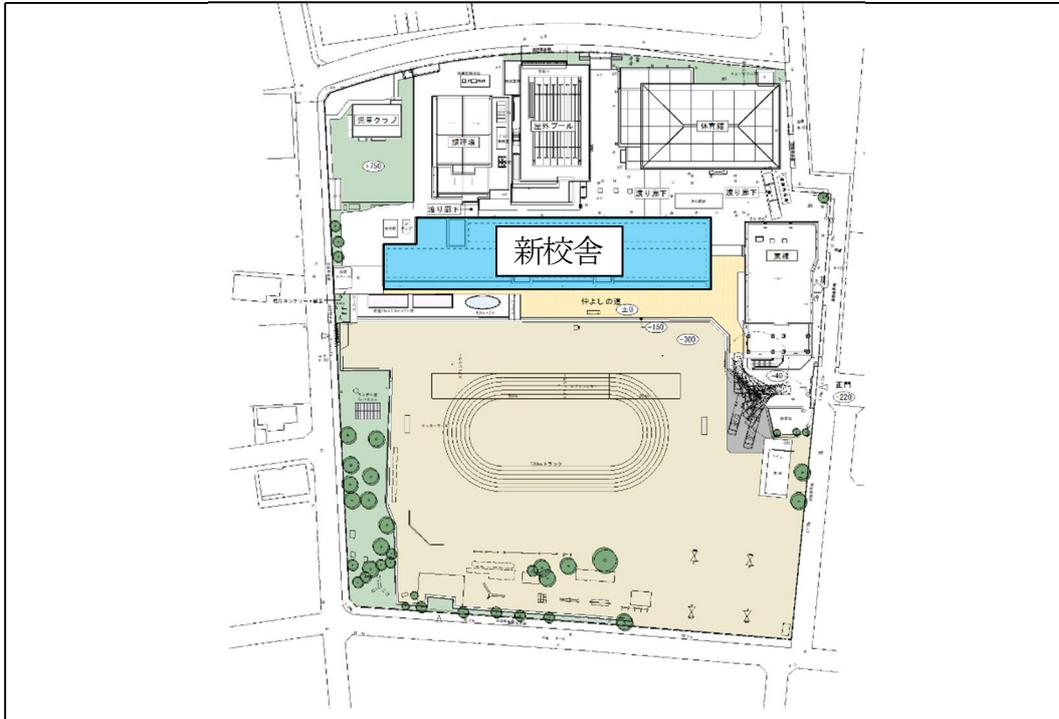
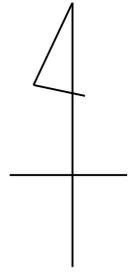
5 仮契約日

令和7年2月4日

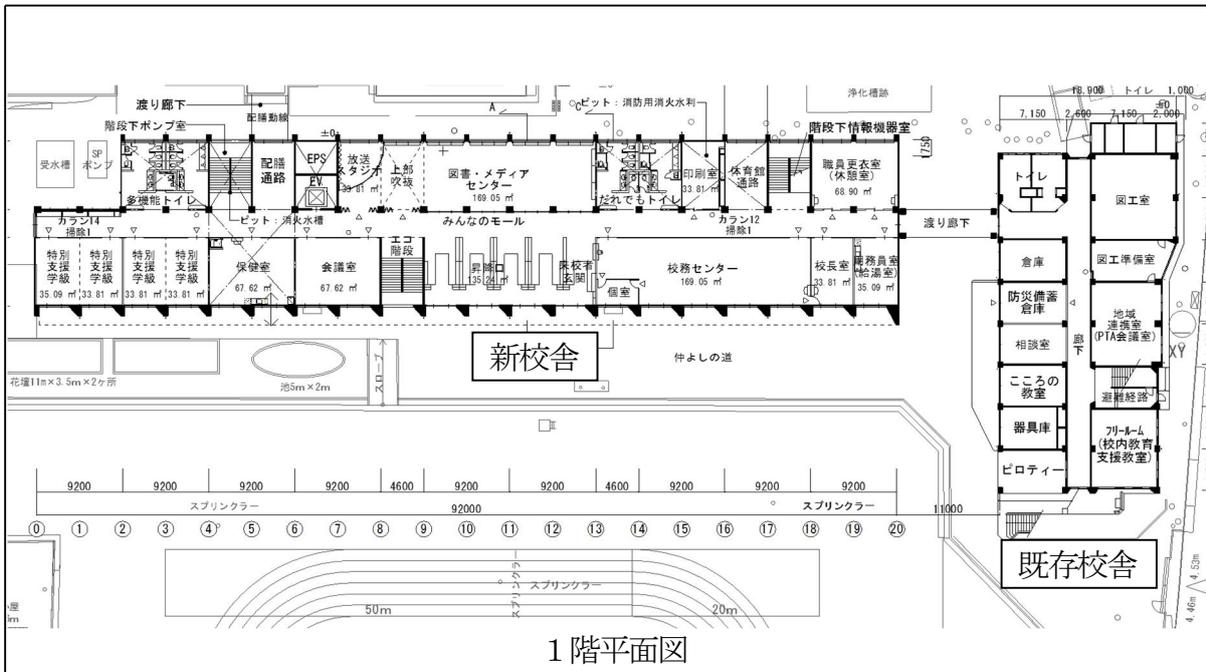
位置図



配置図



平面図



議案第3号

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

- 1 取得する動産 小学校及び中学校教師用指導書
- 2 取得金額 27,500,000円
- 3 契約の相手方 厚木市温水98
(株)石村集文堂
代表取締役 石村 哲也 様

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 取得する動産の概要

番号	物品名	物品の概要
1	教師用指導書	令和7年度の厚木市立小・中学校における 学習指導用に供するもの 小学校指導書 72冊 中学校指導書 379冊

2 見積参加者及び結果（見積合せ執行日：令和6年12月3日）

番号	事業者名	見積価格（消費税込み）	備考
1	（株）石村集文堂	27,500,000円	決定 27,500,000円

※ 予定価格（消費税込み）は、27,500,000円です。

3 仮契約日

令和6年12月4日

議案第4号

市道路線の廃止及び認定について

次のとおり市道路線を廃止し、及び認定する。

1 廃止

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	図面番号
		終 点 (地 先)	
別紙廃止路線調書のとおり			

2 認定

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	図面番号
		終 点 (地 先)	
別紙認定路線調書のとおり			

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市酒井土地区画整理事業に伴い、市道路線を廃止し、及び認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議決を求める。

廃止路線調書

種類及び整理番号	路線名	起点	延長(m)	幅員(m)	備考
		終点			
一般市道 G-45	酒井屯原上愛坪2号線	酒井字屯原1315番1	278.61	2.30~4.60	索引図 1・2 (認定)G-496・G-497
		酒井字上愛坪1746番1			
一般市道 G-46	酒井屯原新宿線	酒井字屯原1286番	461.49	3.10~4.22	索引図 1・2・3 (認定)G-490
		酒井字新宿1146番9			
一般市道 G-47	酒井屯原榎戸1号線	酒井字屯原1278番1	431.24	2.40~3.64	索引図 1・2・3 (認定)G-493
		酒井字榎戸1178番			
一般市道 G-48	酒井屯原榎戸2号線	酒井字屯原1265番	417.32	4.00~4.03	索引図 1・2・3 (認定)G-495
		酒井字榎戸1233番			
一般市道 G-49	酒井榎戸深町線	酒井字榎戸1322番	488.11	3.00~3.40	索引図 1・2・3
		酒井字深町1372番			
一般市道 G-202	酒井深町竹屋敷線	酒井字深町1414番	163.04	2.16~3.73	索引図 1・2・3
		下津古久字竹屋敷637番			
一般市道 G-203	愛甲扱免1号線	愛甲字扱免1362番	221.13	2.00~2.20	索引図 1・2・3 (認定)G-500
		愛甲字扱免1341番			
一般市道 G-204	愛甲片町扱免1号線	愛甲字片町1384番	314.47	4.58~4.62	索引図 1・2・3 (認定)G-501
		愛甲字扱免1304番1			
一般市道 G-230	愛甲片町深町線	愛甲字片町1443番6	612.27	2.56~5.32	索引図 1・2・3 (認定)G-502
		酒井字深町1416番			
一般市道 G-233	酒井新宿2号線	酒井字新宿1032番1	55.54	1.20~1.40	索引図 1 (認定)2-58
		酒井字新宿1043番			
一般市道 G-234	酒井新宿3号線	酒井字新宿1014番1	148.24	1.60~3.51	索引図 1 (認定)G-484
		酒井字新宿1049番			
一般市道 G-235	酒井新宿4号線	酒井字新宿1009番1	103.08	1.80~2.75	索引図 1
		酒井字新宿1049番			
一般市道 G-236	酒井新宿深町1号線	酒井字新宿1007番1	632.15	4.72~5.90	索引図 1・2・3 (認定)G-485
		酒井字新宿1417番1			
一般市道 G-237	酒井新宿5号線	酒井字新宿1005番2	62.48	1.20	索引図 1 (認定)G-486
		酒井字新宿1065番			
一般市道 G-238	酒井新宿6号線	酒井字新宿1005番4	74.8	3.60~4.10	索引図 1 (認定)G-487
		酒井字新宿1091番			

廃止路線調書

種類及び整理番号	路線名	起点	延長(m)	幅員(m)	備考
		終点			
一般市道 G-239	酒井新宿7号線	酒井字新宿1121番 酒井字新宿1141番1	149.94	1.82~3.00	索引図 1・3 (認定)G-502
一般市道 G-240	酒井新宿8号線	酒井字新宿1104番2 酒井字新宿1140番10	436.42	4.00~4.58	索引図 1・2 (認定)G-488・G-502
一般市道 G-242	酒井新宿深町2号線	酒井字新宿999番1 酒井字深町1428番	547	8.25~9.70	索引図 1・2 (認定)G-489・2-58
一般市道 G-243	酒井新宿長町線	酒井字新宿1097番1 酒井字長町1655番	531.05	3.90~5.20	索引図 1・2 (認定)G-492
一般市道 G-434	酒井長ノ町竹屋敷1号線	酒井字長町1712番 下津古久字竹屋敷635番1	625.86	2.80~6.60	索引図 1・2・3 (認定)G-499

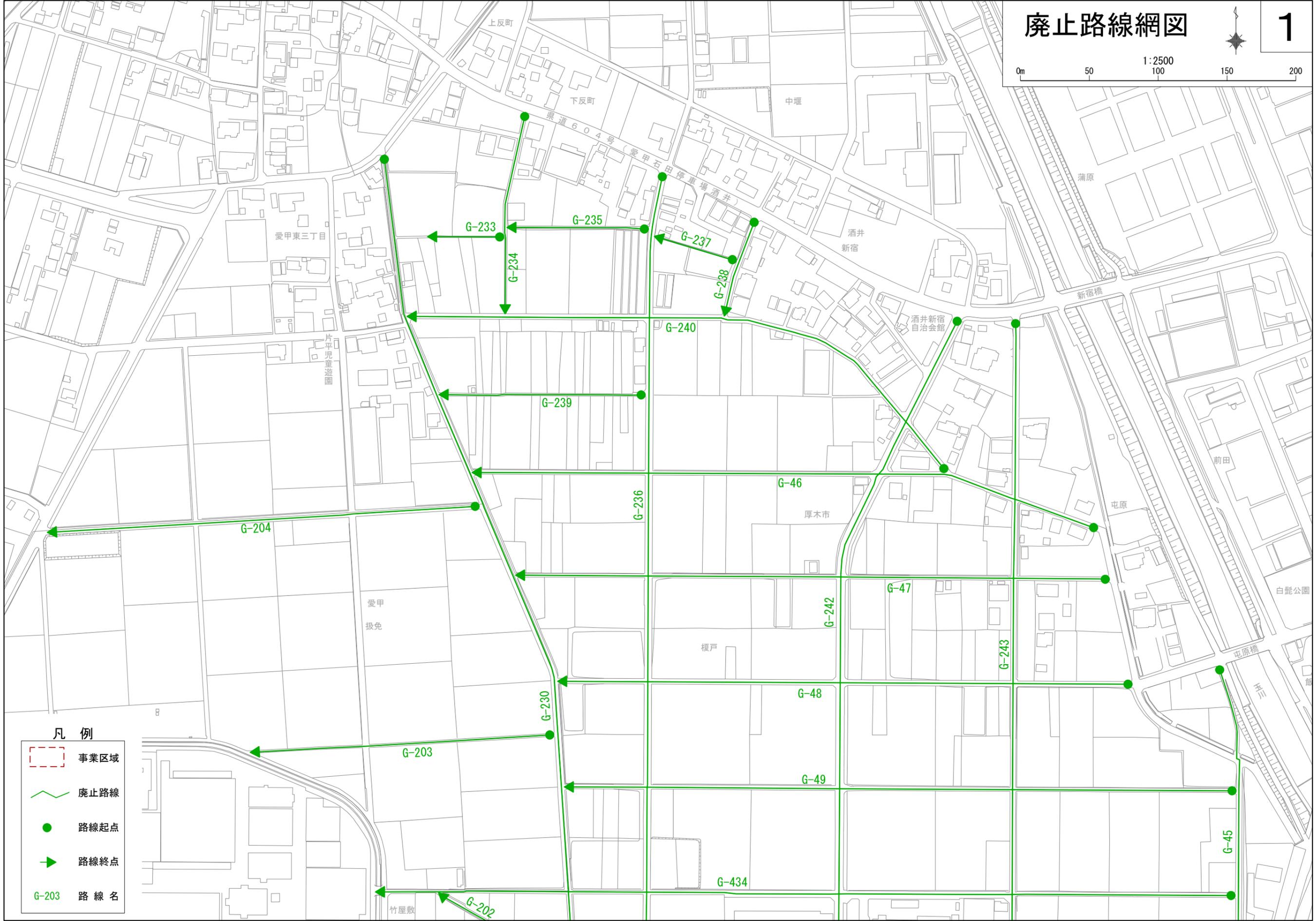
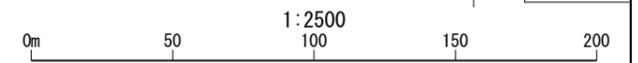
認定路線調書

種類及び整理番号	路線名	起点	延長(m)	幅員(m)	備考
		終点			
一般市道 G-484	酒井新宿10号線	酒井字新宿1014番1	85.94	3.46~5.00	索引図 1 (廃止)G-234
		酒井字新宿1049番			
一般市道 G-485	酒井新宿11号線	酒井字新宿1007番1	72.93	4.72~5.00	索引図 1 (廃止)G-236
		酒井字新宿1060番1			
歩行者専用道路 G-486	酒井新宿歩行者専用道路1号線	酒井字新宿1005番10	61.93	2.50	索引図 1 (廃止)G-237
		酒井字新宿1065番1			
一般市道 G-487	酒井新宿12号線	酒井字新宿1005番4	86.28	3.66~5.00	索引図 1 (廃止)G-238
		酒井字新宿1113番			
一般市道 G-488	酒井新宿13号線	酒井字新宿1104番2	204.02	4.59~5.00	索引図 1・2 (廃止)G-240
		酒井字新宿1113番			
一般市道 G-489	酒井新宿14号線	酒井字新宿999番1	146.69	8.25~9.50	索引図 1・2 (廃止)G-242
		酒井字新宿1145番1			
一般市道 G-490	酒井屯原新宿2号線	酒井字屯原1286番2	163.52	4.59~6.00	索引図 1・2 (廃止)G-46
		酒井字新宿1144番24			
一般市道 G-491	酒井新宿榎戸1号線	酒井字新宿1144番25	138.15	6.00	索引図 1・2
		酒井字榎戸1203番			
一般市道 G-492	酒井新宿長町2号線	酒井字新宿1097番1	520.64	4.73~9.00	索引図 1・2 (廃止)G-243
		酒井字長町1657番			
一般市道 G-493	酒井屯原榎戸3号線	酒井字屯原1278番1	105.23	6.00	索引図 1・2 (廃止)G-47
		酒井字榎戸1153番			
一般市道 G-494	酒井屯原3号線	酒井字屯原1274番1	68.53	6.00	索引図 1・2
		酒井字屯原1267番3			
一般市道 G-495	酒井屯原榎戸4号線	酒井字屯原1265番	206.73	9.50	索引図 1・2 (廃止)G-48
		酒井字榎戸1219番2			
一般市道 G-496	酒井屯原久保田1号線	酒井字屯原1315番1	67.57	3.19~7.96	索引図 1・2 (廃止)G-45
		酒井字久保田2108番			
自転車歩行者専用道路 G-497	酒井屯原上愛坪自転車歩行者専用道路1号線	酒井字屯原1322番3	194.16	4.00~7.09	索引図 1・2 (廃止)G-45
		酒井字上愛坪1746番4			
一般市道 G-498	酒井深町1号線	酒井字深町1396番4	111.37	9.00	索引図 1・2
		酒井字深町1404番1			

認定路線調書

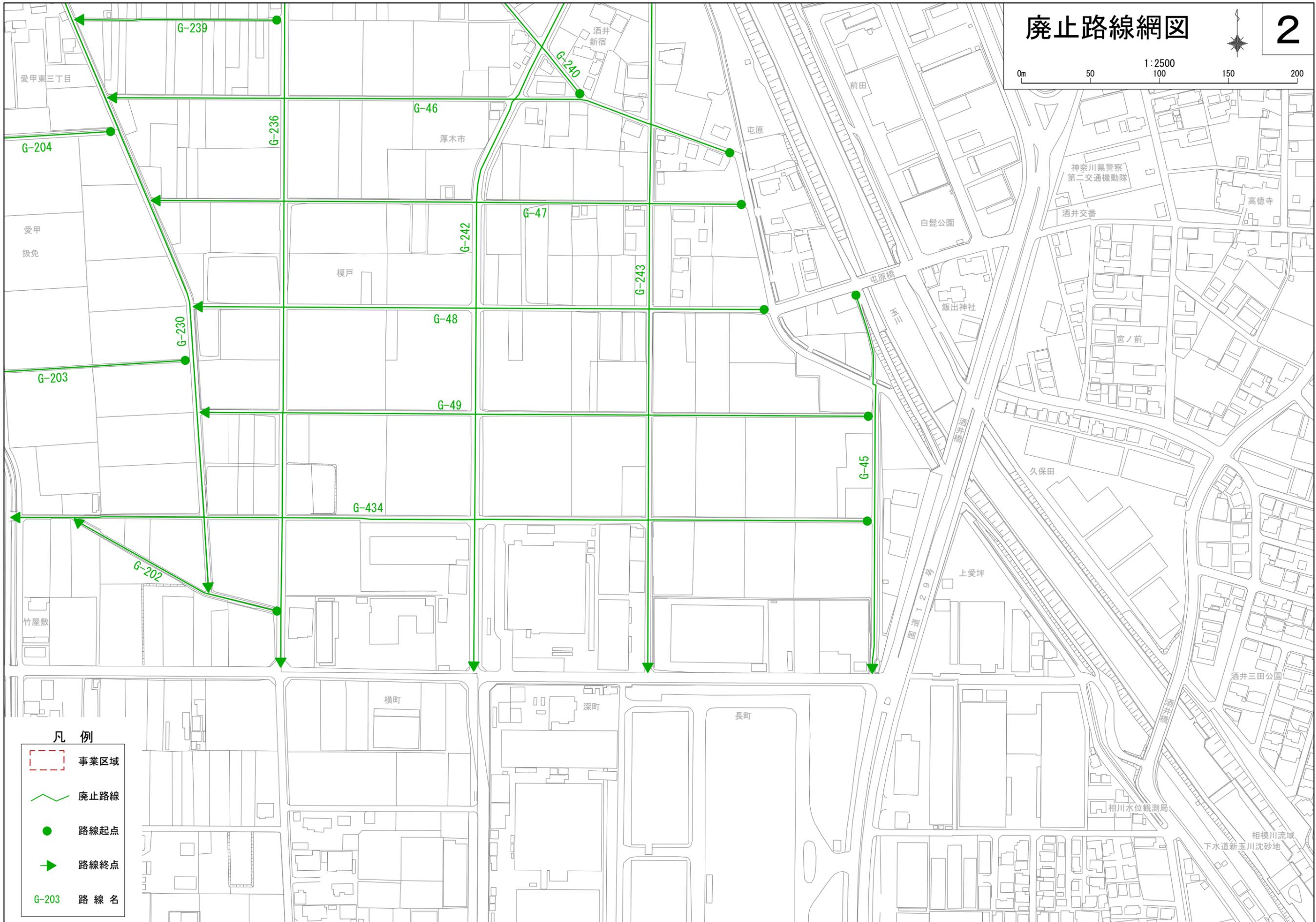
種類及び整理番号	路線名	起点	延長(m)	幅員(m)	備考
		終点			
一般市道 G-499	愛甲扱免竹屋敷1号線	愛甲字扱免1354番1	48.86	1.85~6.00	索引図 1・2・3 (廃止)G-434
		下津古久字竹屋敷635番1			
一般市道 G-500	愛甲扱免3号線	愛甲字扱免1363番1	139.64	2.00~2.20	索引図 1・2・3 (廃止)G-203
		愛甲字扱免1341番			
一般市道 G-501	愛甲東三丁目扱免1号線	愛甲東三丁目1384番1	287.09	4.20~4.59	索引図 1・2・3 (廃止)G-204
		愛甲字扱免1304番1			
一般市道 G-502	愛甲東三丁目新宿1号線	愛甲東三丁目1443番6	210.47	2.57~4.18	索引図 1 (廃止)G-230・G-239・G-240
		酒井字新宿1140番12			
二級市道 2-58	酒井幹線	酒井字深町1429番1	743.36	16.00	索引図 1・2 (廃止)G-233・G-242
		酒井字新宿1047番2			

廃止路線網図



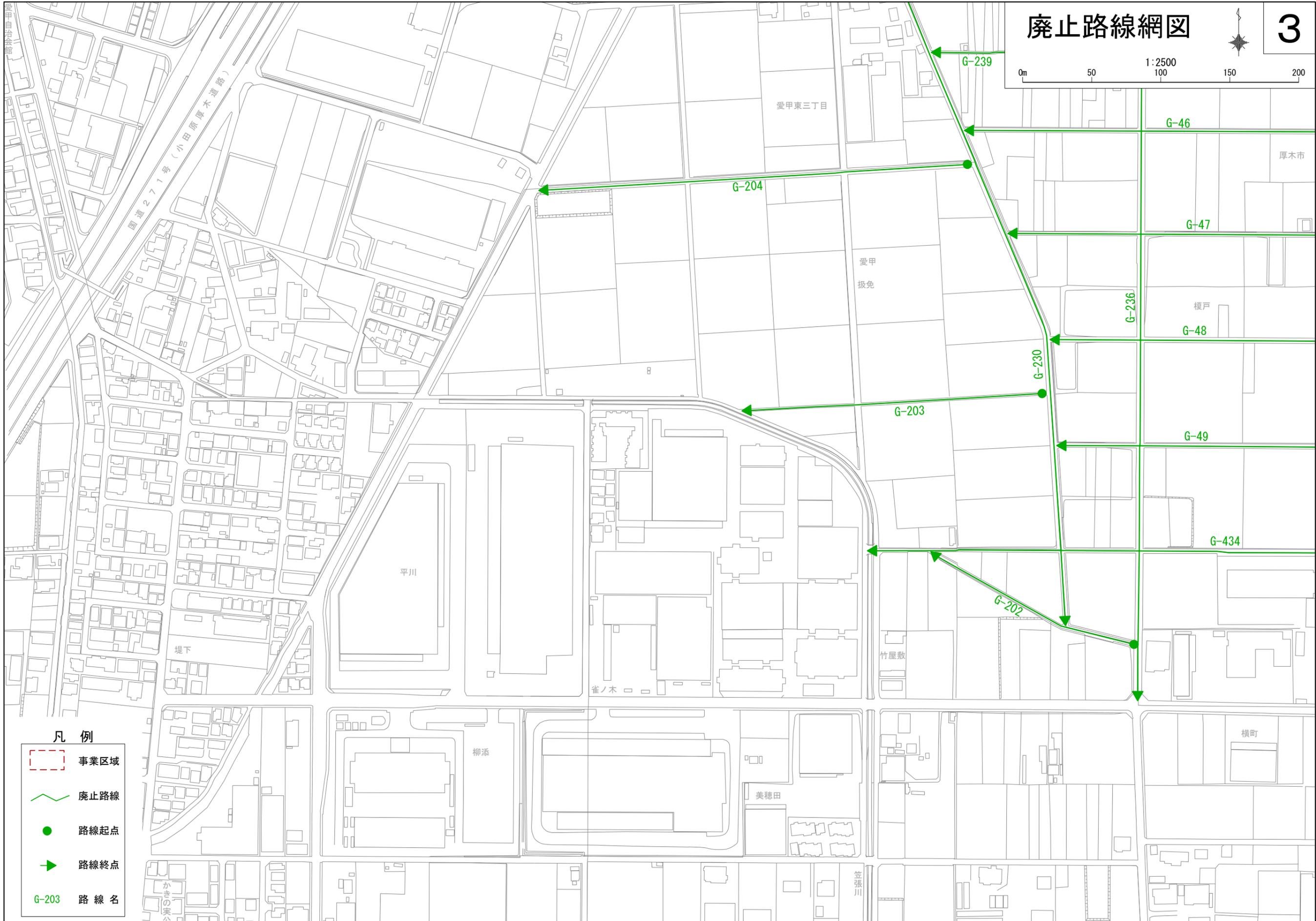
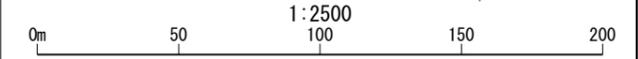
- 凡例
- 事業区域
 - 廃止路線
 - 路線起点
 - 路線終点
 - G-203 路線名

廃止路線網図



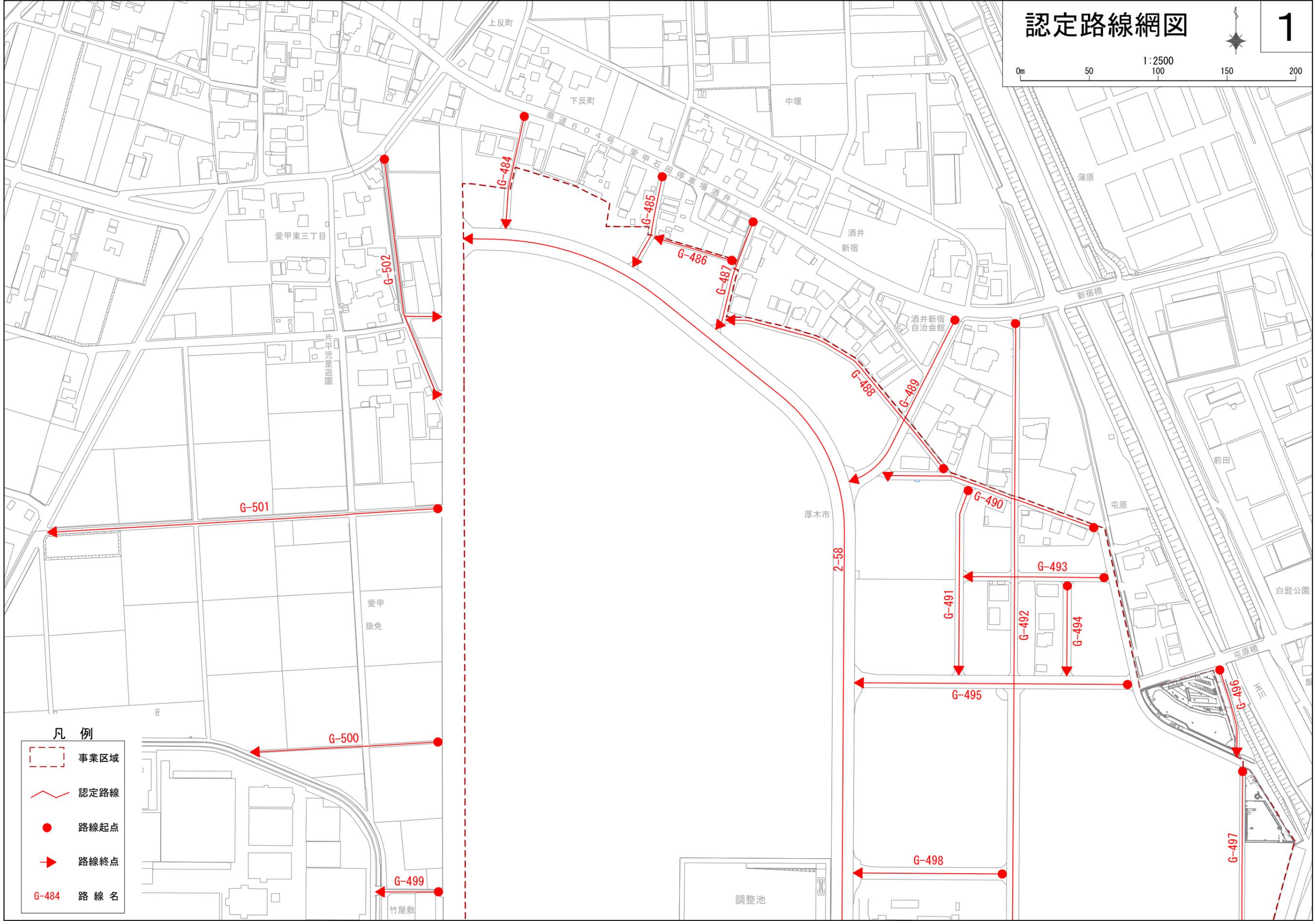
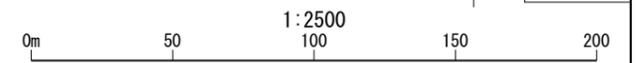
- 凡例
- 事業区域
 - 廃止路線
 - 路線起点
 - 路線終点
 - G-203 路線名

廃止路線網図



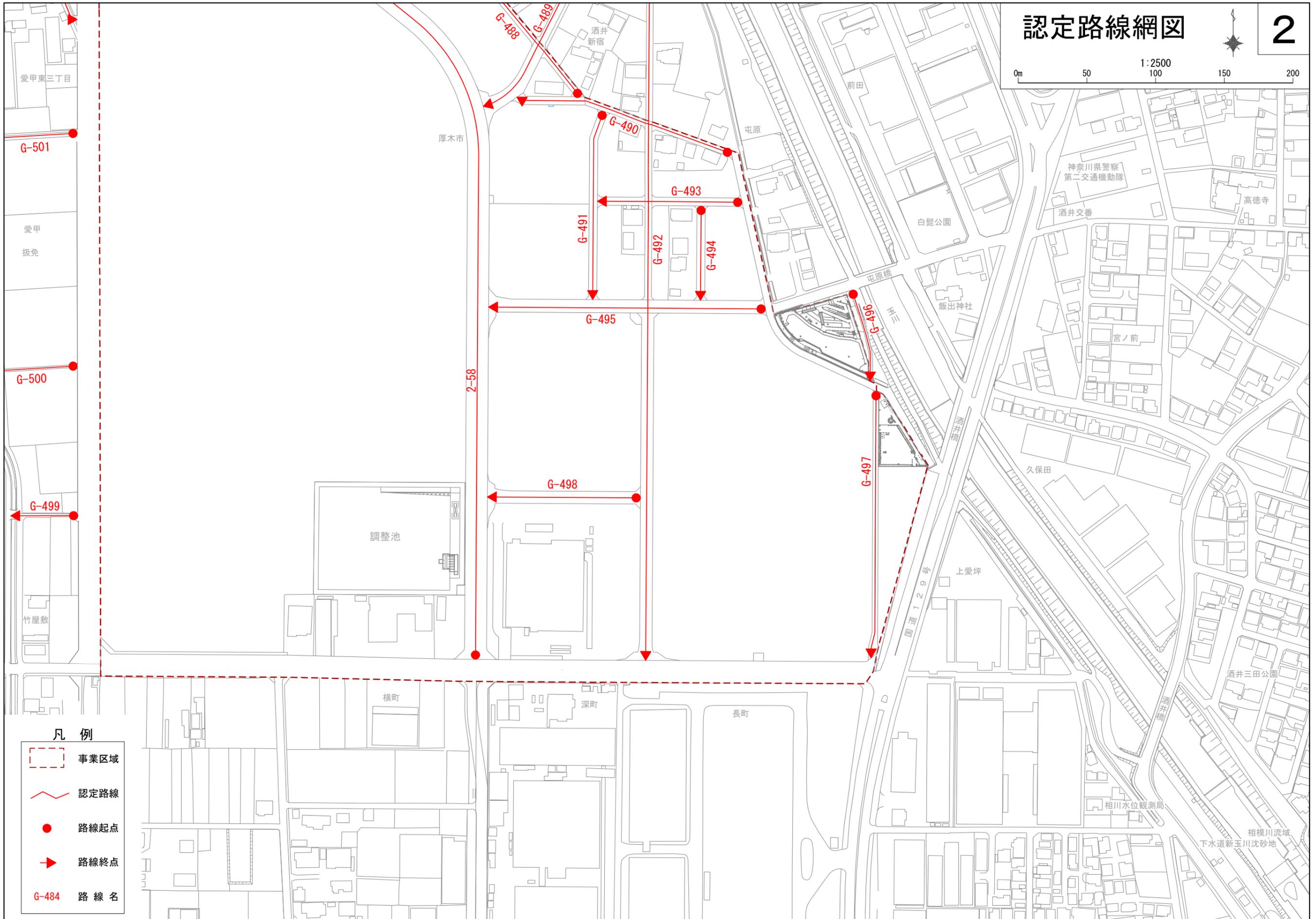
- 凡 例
- 事業区域
 - 廃止路線
 - 路線起点
 - ➔ 路線終点
 - G-203 路線名

認定路線網図



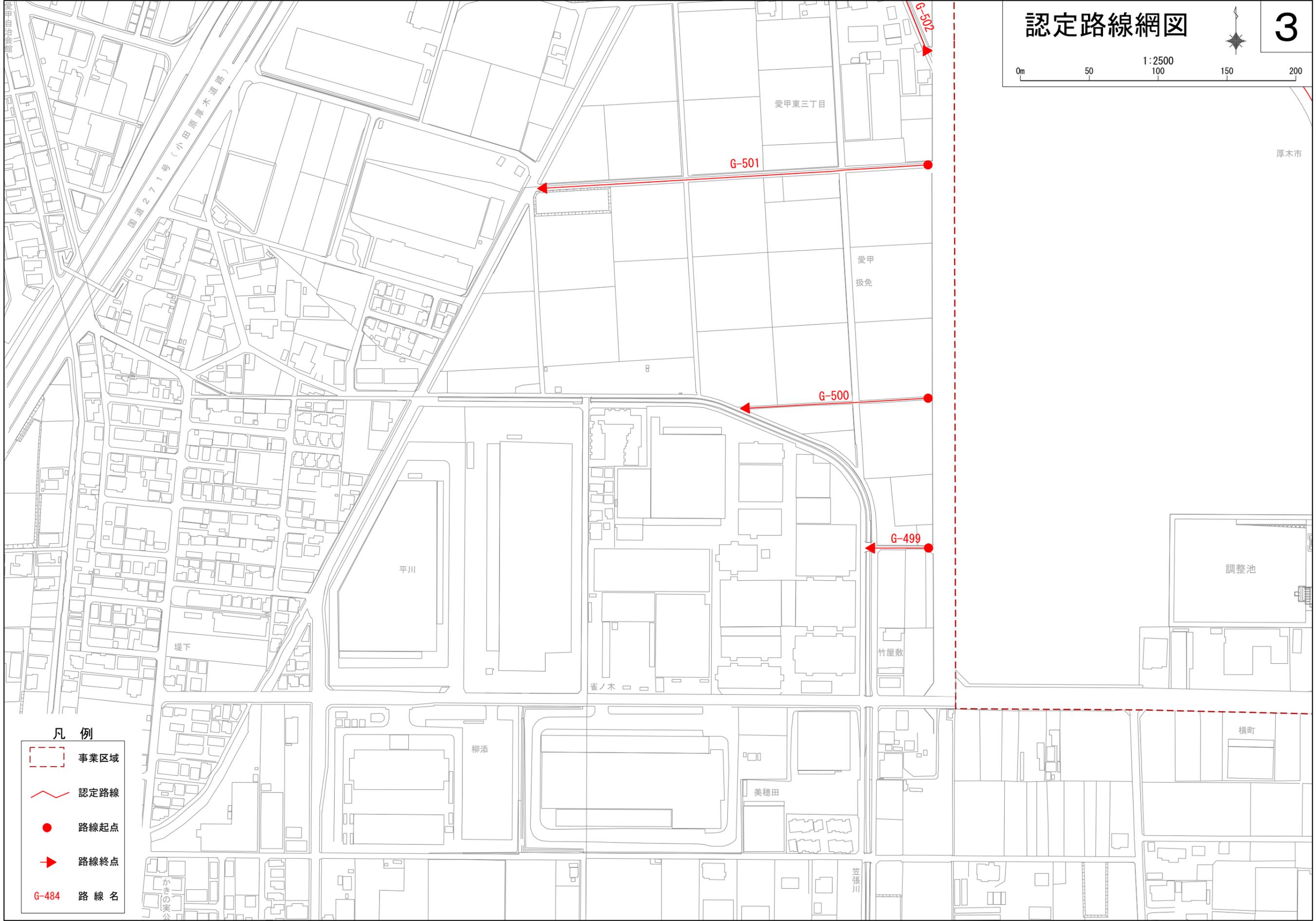
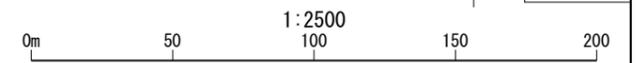
- 凡例
- 事業区域
 - 認定路線
 - 路線起点
 - ➔ 路線終点
 - G-484 路線名

認定路線網図



- 凡例
- 事業区域
 - 認定路線
 - 路線起点
 - 路線終点
 - G-484 路線名

認定路線網図



- 凡 例
- 事業区域
 - 認定路線
 - 路線起点
 - ▶ 路線終点
 - G-484 路線名

厚木市

調整池

横町

竹屋敷

G-499

G-500

G-501

G-502

議案第5号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
B-826	上依知中山下6号線	上依知字中山下451番11	1・2
		上依知字中山下451番12	

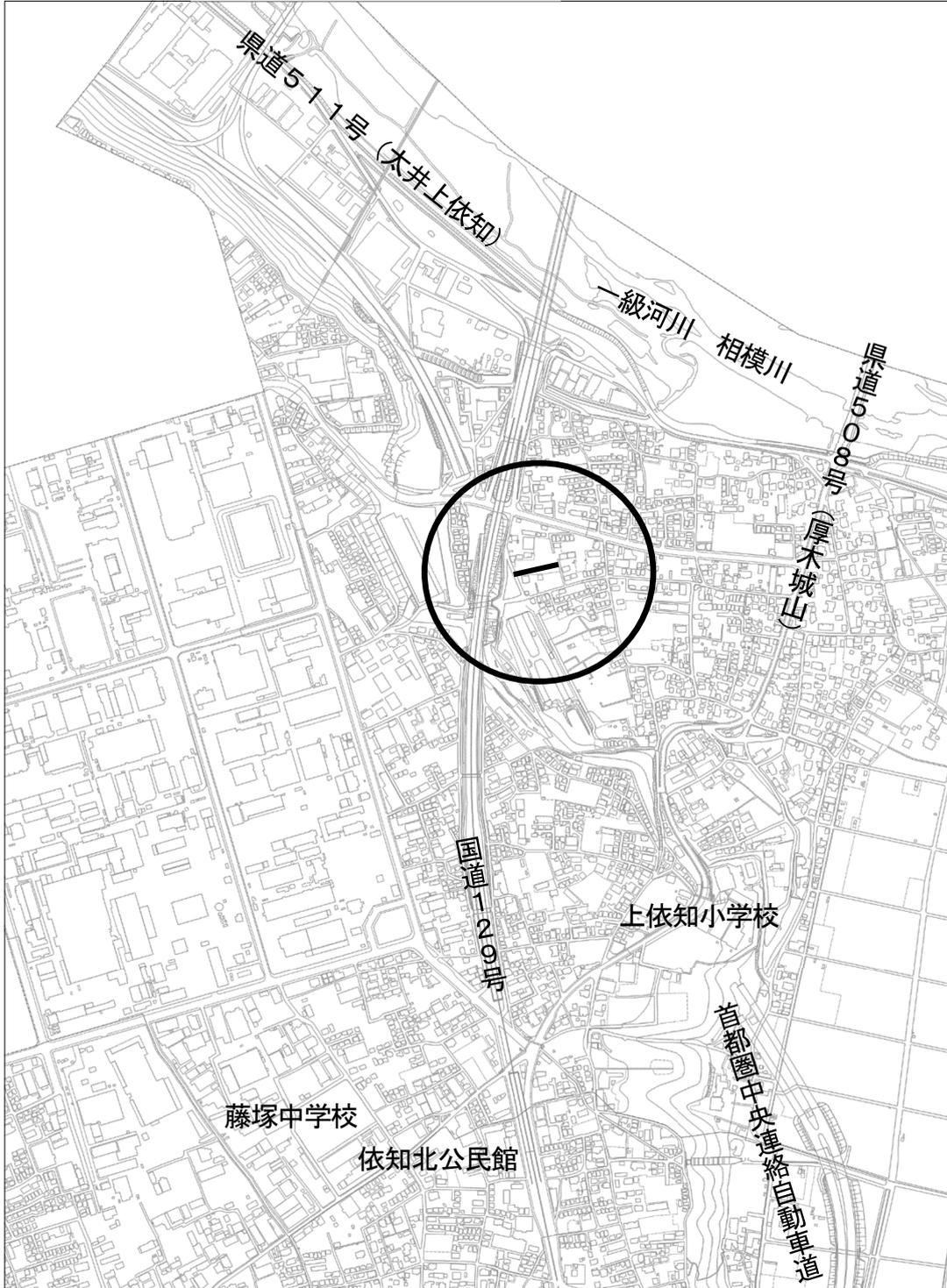
令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

位置図



県道511号 (大井上依知)

一級河川 相模川

県道508号 (厚木城山)



国道129号

上依知小学校

藤塚中学校

依知北公民館

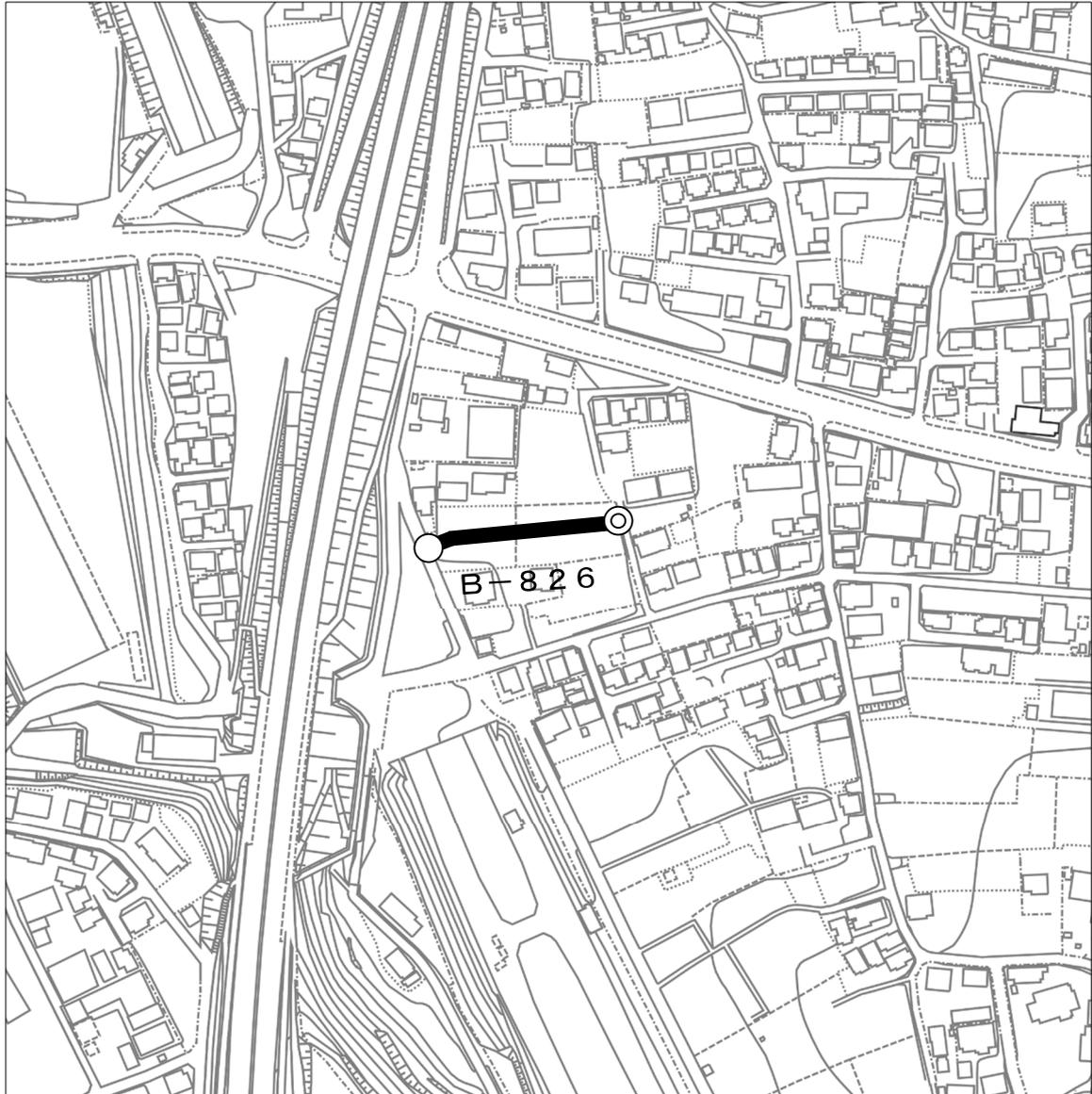
首都圏中央連絡自動車道



市道路線認定図

Bブロック

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 B-826	上依知中山下6号線	77.0	5.0

議案第6号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
C-363	関口中原9号線	関口字中原333番1	1~3
		関口字中原333番11	
C-364	関口中原10号線	関口字中原333番2	1~3
		関口字中原333番6	

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

位置図

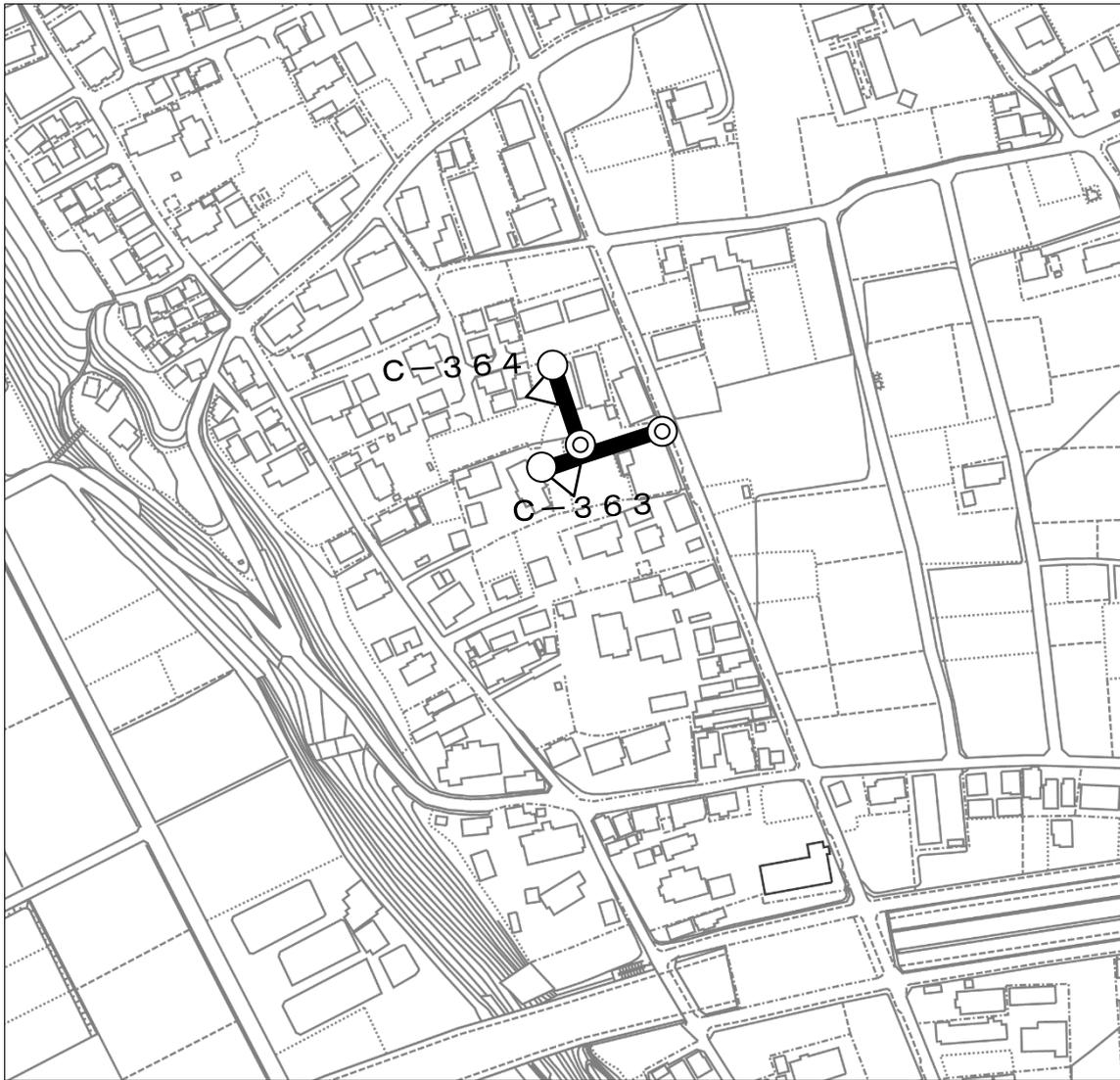


図面番号 2

市道路線認定図

Cブロック

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点
	転回広場



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 C-363	関口中原9号線	52.0	5.0
一般市道 C-364	関口中原10号線	36.5	5.0

議案第7号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
D-764	妻田東一丁目6号線	妻田東一丁目2250番19	1・2
		妻田東一丁目2250番7	

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

位置図

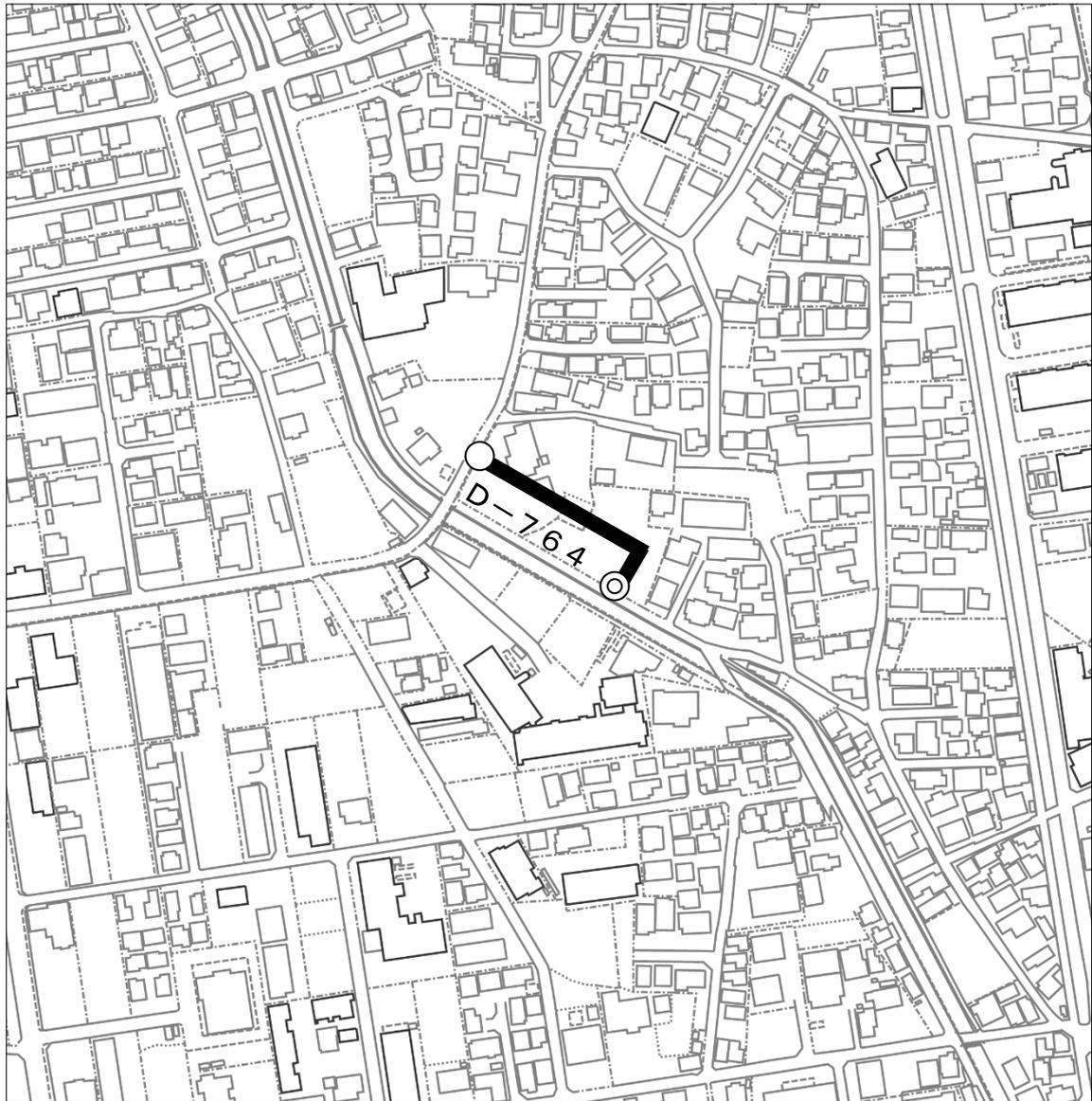


図面番号 2

市道路線認定図

Dブロック

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 D-764	妻田東一丁目6号線	92.8	5.0

議案第8号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
G-503	上落合前田10号線	上落合字前田596番2	1~3
		上落合字前田598番8	

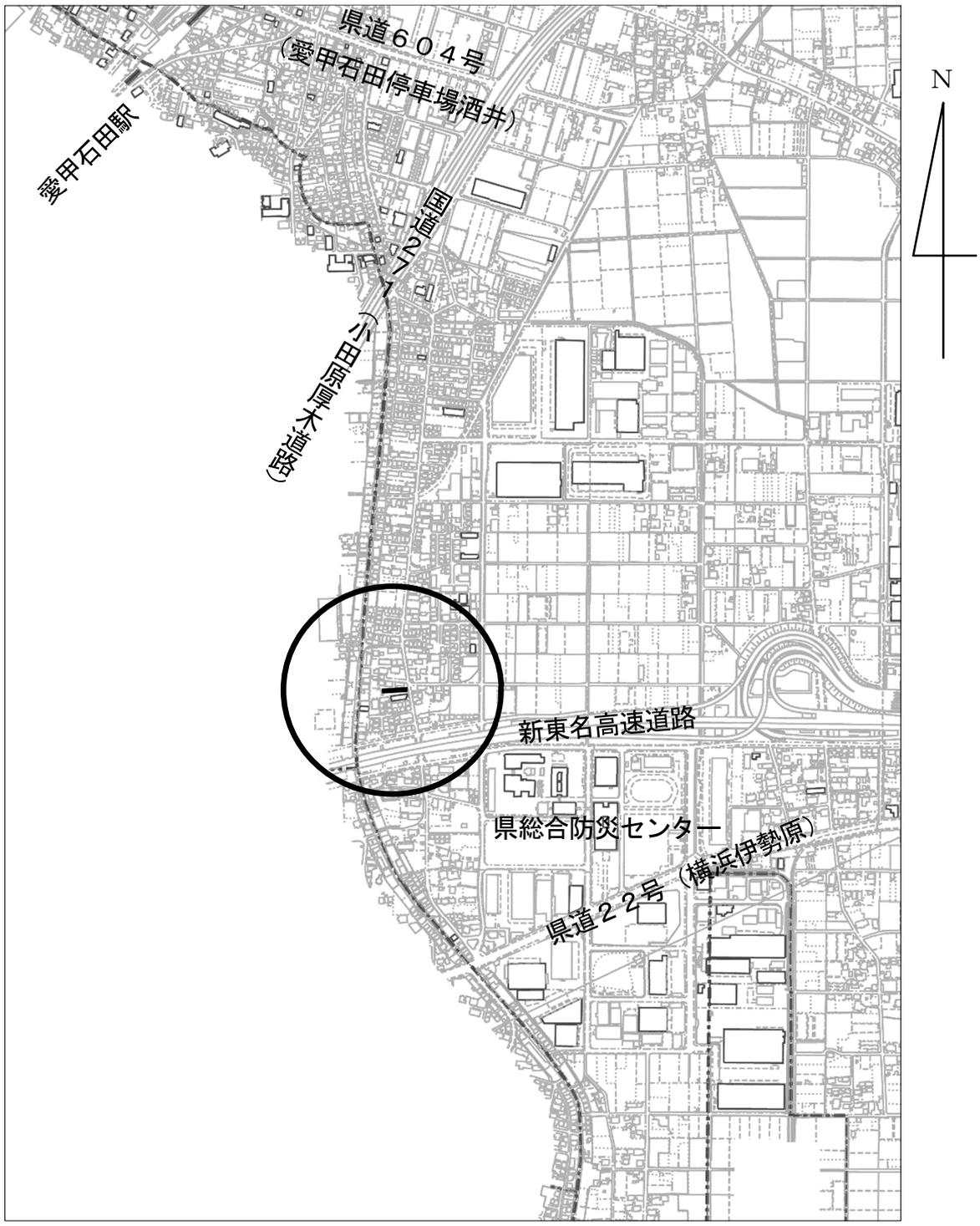
令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

開発行為に伴い、市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

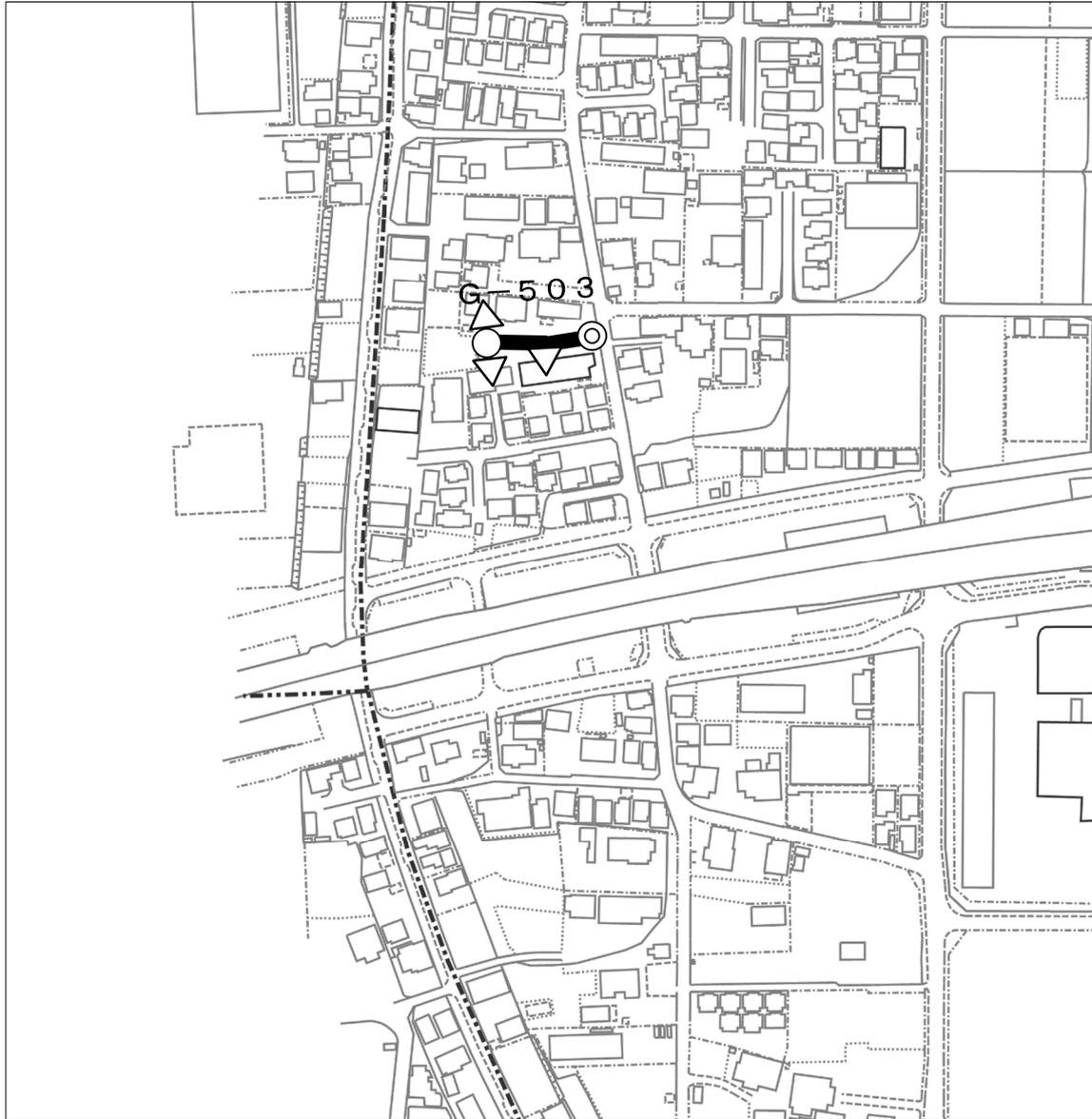
位置図



市道路線認定図

Gブロック

凡 例	
	認定路線
	起 点
	終 点
	転回広場



市道路線の認定に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 G-503	上落合前田10号線	61.0	4.5

議案第9号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起点 (地先)	図面番号
		終点 (地先)	
C-296	上依知藤塚10号線	上依知字藤塚1363番	1・2
		上依知字藤塚1366番1	

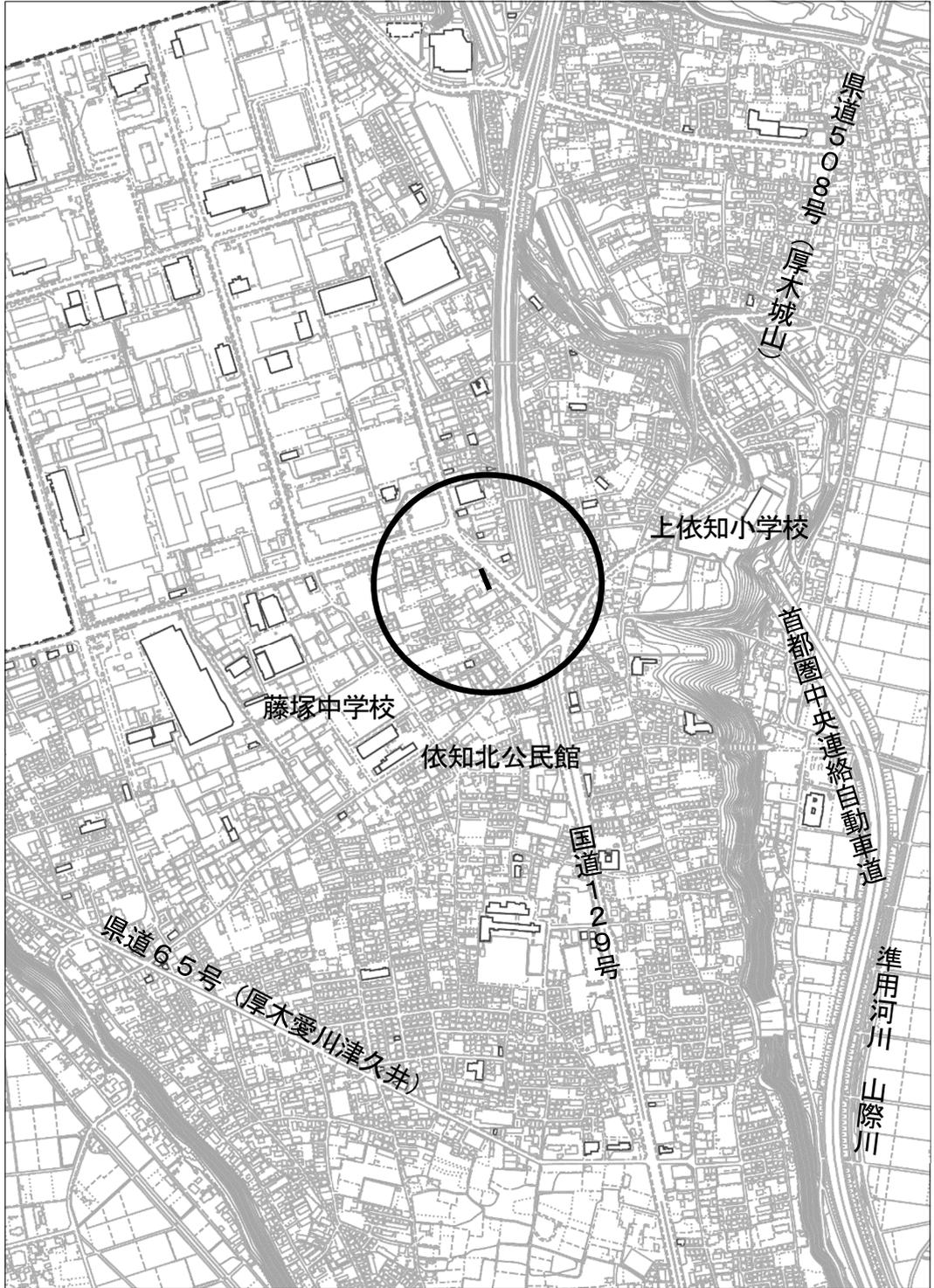
令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

払下げに伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議決を求める。

位置図

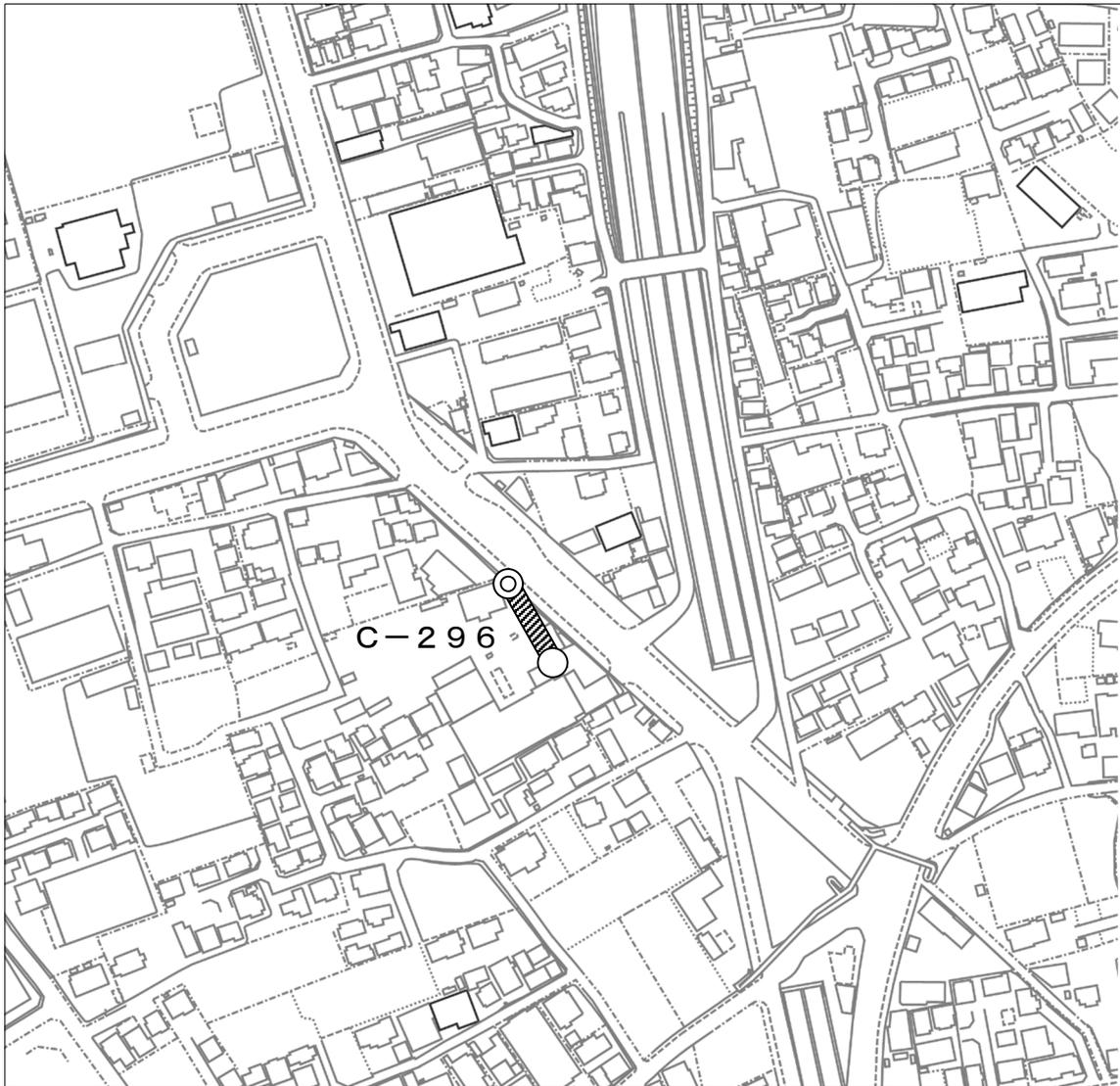


図面番号 2

市道路線廃止図

Cブロック

凡 例	
	廃止路線
	起 点
	終 点



市道路線の廃止に係る道路の延長及び幅員

種類及び 整理番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
一般市道 C-296	上依知藤塚10号線	39.54	1.82

議案第10号

訴えの提起について

本市が行った支払督促の申立てについて、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされることとなったため、議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

横浜市の事業者

2 訴えの趣旨

市税等滞納処分に基づく差押債権及び訴訟費用について、第三債務者に対し支払を請求するもの

3 訴えの理由

市税等滞納処分に基づく差押債権の支払を求め、支払督促の申立てを行ったところ、上記訴えの相手方から督促異議の申立てがあったことから、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされたため

4 差押債権額

2,194,500円

5 支払督促申立日

令和7年1月7日

令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

議案第11号

都市公園を設置すべき区域の決定について

次のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

- 1 都市公園を設置すべき区域 厚木市酒井字新宿1144番4ほか（区域図のとおり）
- 2 都市公園の種類 街区公園
- 3 都市公園の面積 5,267㎡

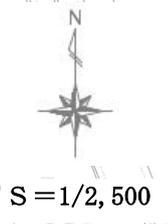
令和7年2月20日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

都市公園法第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定めるため、同条第5項の規定により、議決を求める。

区域図



都市計画道路酒井長谷線

厚木市酒井字新宿1144番4ほか

一級河川 玉川

厚木市酒井土地区画整理事業
施行区域

都市計画道路酒井下津古久線



 …都市公園を設置すべき区域

